

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。
令和7年1月21日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
重成 麻利

記

1. 公募に付する事項

本業務は、「帯域保証型イーサネットサービス3」の提供であり、現契約者以外に下記「2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、本業務の実施を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が1者以上あれば競争入札を行うものとし、当該申込者がいなければ契約延長を予定している。

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。

(4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業者等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 公募手続等の問合せ先及び参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館内 警察庁長官官房通信基盤課回線係
電話番号 03-3581-0141（代表）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和7年1月31日（金） 17時00分

上記（1）に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 公募参加者は、警察庁担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

4. 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

5. その他

(1) 手続において使用する言語

日本語に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）に同じ

(3) 資格等に関する書類は返還しない。

令和7年1月21日
警 察 庁

関係者各位

公募に参加する者に必要な資格等について
調達件名「帯域保証型イーサネットサービス3」について、下記のとおり参加に必要な資料等の提出をお願いいたします。

記

1 提出資料

- (1) 参加意思確認書 1部
- (2) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
1部
「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされていることを
証明する資料
- (3) 電気通信事業法第9条の規定による電気通信事業の登録を受けているこ
とを証明する書類の写し 1部

2 提出先

東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館 警察庁長官官房通信基盤課回線係
03-3581-0141（代表）

3 提出期限

令和7年1月31日（金）17時00分

参加意思確認書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

警察庁長官官房会計課企画官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

「帯域保証型イーサネットサービス3」の事項に係る参加意思確認資料について、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと及び警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違いないことを誓約します。

記

- ・ 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）の写し 1部
- ・ 電気通信事業法第9条の規定による電気通信事業の登録を受けていることを証明する書類の写し 1部

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、警察庁を「甲」とし、契約者を「乙」として、甲が指定する各警察施設間を接続する帯域保証型イーサネットサービスに適用する。

1. 2 利用期間

利用期間は、1年間とし、利用期間開始日は、令和7年4月1日とする。

1. 3 用語の定義

1. 3. 1 イーサネットサービス

端末インタフェースが I E E E 8 0 2 . 3 に準拠したイーサネットの電気通信サービスをいう。

1. 3. 2 拠点

別紙1「帯域保証型イーサネットサービス対象拠点一覧」の「対象拠点」欄に示す各警察施設をいう。

1. 3. 3 中継系伝送路設備

電気通信事業者の局舎間を接続する電気通信回線設備をいう。

1. 3. 4 アクセス回線

電気通信事業者の局内設備と各拠点に設置する回線接続（終端）装置を接続するための電気通信回線設備をいう。

1. 3. 5 回線接続（終端）装置

各拠点に設置するものであって、アクセス回線の一端に接続しイーサネットインタフェースを提供するための装置をいう。

1. 3. 6 帯域保証

中継系伝送路設備及びアクセス回線区間において、他伝送路のトラフィック等に影響されることなく、常に保証されるべき所要帯域をいう。

1. 3. 7 イーサネット専用線

中継系伝送路設備、アクセス回線及び回線接続（終端）装置からなる電気通信回線設備で構成され、拠点間を接続する帯域保証型の専用線であって、イーサネットサービスを提供するものをいう。

1. 3. 8 回線稼働率

対象回線に係る月間稼働率であって、次の計算式で求められるものをいう。

$$\text{回線稼働率(\%)} = \left[1 - \frac{\text{当該月における累積故障時間(分)}}{\text{当該月(日)} \times 24(\text{時間}) \times 60(\text{分})} \right] \times 100$$

1. 3. 9 故障回復時間

サービス提供が不能な状態が継続した場合、サービスの提供が再開されるまでに要した時間をいう。

1. 3.10 業務情報

本契約履行のため甲が乙に提供する情報及び本契約の履行により乙が知り得た情報のことをいう。

1. 4 疑義等

1. 4. 1 乙は、本仕様書に記載されていない事項及び本仕様書の内容に関する疑義については、甲に指示を仰ぐこと。

1. 4. 2 乙は、本仕様書に明記されていない事項であっても、甲に帯域保証型イーサネットサービスを提供するに当たって必要なものがある場合は、これを調達の対象とすること。

2 基本的要件

2. 1 サービス提供種別

乙は、イーサネット専用線（イーサネット専用線と同等の帯域保証を適用される回線を含む。以下同じ。）による帯域保証型イーサネットサービスを甲に提供すること。ただし、広域イーサネットサービス等の網型サービスによるものは対象外とする。

2. 2 端末側インタフェース

伝送路の起点及び終点の接続に用いる端末側インタフェースは別紙1「帯域保証型イーサネットサービス対象拠点一覧」の「端末側インタフェース」欄のとおりとする。

2. 3 責任の分界

甲と乙の責任の分界点は、原則として、各拠点に設置する回線接続（終端）装置の端末側インタフェースとする。

2. 4 サービス提供対象拠点

1. 3. 2に示す拠点の全てとする。

2. 5 所要帯域

所要帯域は別紙2「帯域保証型イーサネットサービス予定所要帯域一覧」のとおりとする。また、所要帯域の変更を行う場合は、回線の切断等で警察業務に影響を与えないよう実施すること。

2. 6 サービス方式

2. 6. 1 レイヤ2サービスであること。

2. 6. 2 IPv4とIPv6の共存した通信に対応できること。

2. 7 セキュリティ

中継系伝送路設備は他のユーザと物理的又は論理的に隔絶されていること。また、アクセス回線は他のユーザと物理的に隔絶されていること。

3 ネットワーク要件

3. 1 信頼性

3. 1. 1 同一拠点のアクセス回線を、複数回線に分けて提供する場合は、乙の設備内において異なる伝送装置等に分散収容すること。

3. 1. 2 中継系伝送路設備は二重化構成とすること。

3. 1. 3 中継系伝送路設備及びアクセス回線は、平成28年11月24日付け入札公告の「帯

域保証型イーサネットサービス1」の契約者が提供するルートと異なるルートであること。また、同契約者が提供するアクセス回線の最寄りの収容局と異なる収容局であること。ただし、やむを得ない理由等により、異なるルートの確保ができない場合であって、甲がその理由及び提供方法について妥当と認めるものについては、この限りでない。

3. 1. 4 サービス提供範囲内において、サービス提供種別に応じたサービス品質を満足すること。

なお、適用基準は次のとおりとする。

3. 1. 4. 1 回線稼働率が99.99%以上であること。
3. 1. 4. 2 故障回復時間が1時間未満であること。

3. 2 拡張性

他の対象拠点に影響を及ぼすことなく、当該対象拠点の移転、増設、廃止及び帯域の変更等が可能なこと。

4 運用保守要件

4. 1 運用保守体制

4. 1. 1 乙は、24時間365日の故障受付、故障対応等の運用保守を行うこと。
4. 1. 2 乙は、故障時におけるオンサイト保守対応が2時間以内にできるよう、保守拠点及び必要な体制を有すること。ただし、やむを得ない理由等により、甲が妥当と認める場合はこの限りでない。
4. 1. 3 甲専用の故障連絡、問合せ等に関する窓口が一元化されていること。
4. 1. 4 乙は、甲に提供する帯域保証型イーサネットサービスに係る全ての回線、機器の監視を行い、故障を検知した場合は、直ちに甲が事前に指定する部門へ通知を行うこと。

4. 2 回線借用

乙は、保守等の作業のため、甲に提供する帯域保証型イーサネットサービスに係るイーサネット専用線の借用を行う場合は、借用予定日の1か月前までに甲が事前に指定する部門に申請を行い承認を得ること。

5 附帯要件

5. 1 契約者の条件

電気通信事業法第9条の規定による電気通信事業の登録を受け、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介するなどの電気通信役務を提供する電気通信事業者であって、日本国内における広域イーサネット又はイーサネット専用線に係る提供役務の受注実績を有する者とする。

5. 2 工事範囲

5. 2. 1 対象拠点内の回線接続（終端）装置等の設置工事については、乙の責任において実施すること。
5. 2. 2 役務終了後の原状回復については、乙の責任において実施すること。
なお、作業にかかる費用については、乙が負担するものとする。

5. 3 工事の完了

乙は、利用期間開始日の1週間前までに甲の承認を受けた工事スケジュールに基づき工事を完了すること。

6 提出書類

乙は月初日から末日までの本サービスに係る稼働状況をまとめた「稼働状況報告書」を、翌月7日までに書面又はWeb等で甲に提出すること。

7 検査

検査は、乙が提出した稼働状況報告書により実施する。

8 情報セキュリティの確保

8. 1 情報セキュリティの確保、管理を適正かつ厳正に厳守するための規定を組織内で制定しているものであること。

8. 2 乙は、業務情報について、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

8. 3 乙は、業務情報について、本契約の履行その他甲の指定した目的以外に使用してはならない。

8. 4 乙は、本契約の履行に際し、次に示す情報セキュリティの侵害事案のいずれかがあったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

8. 4. 1 業務情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合

8. 4. 2 業務情報について、認められていないアクセスが行われた場合

8. 4. 3 業務情報を取り扱い又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピュータ・ウイルスの感染が認められた場合

8. 4. 4 業務情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

9 その他

9. 1 乙が本仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等についてはあらかじめ甲に機器等リストを提出し、甲がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、甲と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。

9. 2 本仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアについて、不正な変更（製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると甲が判断した場合は、乙において調査及び必要な措置を講ずること。

9. 3 その他特記事項については、別紙3「特記事項」のとおりとする。

帯域保証型イーサネットサービス対象拠点一覧

対象拠点		郵便番号	住所	電話番号	端末側インタフェース
起点	終点				
警察庁		100-8974	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	03-3581-0141	終点側と同様
	第一庁舎2 ※	※	東京都23区 ※	※	1000BASE-SX/LC

※ 詳細については別途指示

帯域保証型イーサネットサービス予定所要帯域一覧

(単位: Mbps)

対象拠点		令和7年									
起点	終点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
警察庁		終点側と同様									
	第一庁舎2	1,180以上									

(単位: Mbps)

対象拠点		令和8年		
起点	終点	1月	2月	3月
警察庁		終点側と同様		
	第一庁舎2	1,180以上	1,180以上	1,180以上

注1: 所要帯域変更時期であってもサービスを停止することなく提供を行うこと。(斜体箇所は所要帯域の変更予定時期を表す。)

注2: 所要帯域の変更時期については、契約締結時点での予定であり、利用期間中に甲の都合により変更する可能性がある。

特 記 事 項

1 提出資料

乙は、契約後速やかに、拠点から最寄りの局舎に至るケーブル敷設ルート概略図、工事体制及び工事スケジュールを明記した工事計画書及び運用保守体制に関する資料を甲に提出し、承認を得ること。

2 工事及び試験

(1) 乙が拠点内のケーブル敷設等を行う場合、事前にケーブル敷設ルート図、敷設作業計画等を作成し、甲に提出すること。また、乙がケーブル敷設、機器の設置・撤去及び開通試験等のために作業員を派遣する場合は、その工事スケジュールについてあらかじめ甲と協議の上、10日前までに作業員名簿等の必要な書類を甲に提出すること。

なお、再委託先の作業員を派遣する場合は、契約書で定める再委託の承認を受けた上で、作業員として指定すること。

(2) 乙は、甲が現在契約しているサービスから乙が提供するサービスに、警察業務に影響を与えることなく切替えを実施するために必要な措置を講ずること。また、乙は当該措置の内容並びに切替えの具体的な方法及び手順等を明記した切替計画書を甲に提出し、承認を得ること。

(3) 乙は、開通試験結果を甲に提出し、承認を得ること。

(4) 乙は、工事完了日から利用期間開始日までの間、甲の指示に基づき試験運用を行うこと。

3 料金の減額

帯域保証型イーサネットサービスの役務提供においてサービス品質基準を満たさない場合は、下記の(1)(2)項により算出した額を月額料金から減免する。

(1) 回線稼働率

① 対象区間

中継系伝送路設備及びアクセス回線の一連の区間

② 品質基準

1か月間の回線稼働率について、99.99%以上であること。

③ 料金返還内容

返還条件	返還率
99.99%以上	—
99.8% 以上 99.99%未満	返還対象料金1の1/30
98.0% 以上 99.8% 未満	返還対象料金1の1/20
95.0% 以上 98.0% 未満	返還対象料金1の1/10
90.0% 以上 95.0% 未満	返還対象料金1の2/10
90.0% 未満	返還対象料金1の10/10

※ 返還対象料金1：全ての回線の月額料金の総額とする。

(2) 故障回復時間

① 対象区間

中継系伝送路設備、アクセス回線及び回線接続（終端）装置の一連の区間

② 品質基準

故障が発生した場合において、契約者が故障を認知した時刻から1時間未満に、

その故障を復旧すること。

③ 料金返還内容

返還条件	返還率
故障回復までの時間：1時間未満	—
故障回復までの時間：1時間以上 2時間未満	返還対象料金2の1 / 10
故障回復までの時間：2時間以上 4時間未満	返還対象料金2の2 / 10
故障回復までの時間：4時間以上 6時間未満	返還対象料金2の3 / 10
故障回復までの時間：6時間以上 8時間未満	返還対象料金2の4 / 10
故障回復までの時間：8時間以上 72時間未満	返還対象料金2の5 / 10
故障回復までの時間：72時間以上	返還対象料金2の10 / 10

※ 返還対象料金2：故障が発生した各回線の月額料金の総額とする。

4 通信の確保

乙は、提供するサービスが警察機関相互間の重要通信に利用されるものであることを認識し、通信の確保に必要な措置を講ずること。

(1) 優先通信

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあり、通信のふくそう等により提供するサービスの品質に影響を与えるおそれが生じた場合は、電気通信事業法等の関係法令に基づき甲に提供するサービスを優先的に取り扱うこと。

(2) 優先的復旧

乙の電気通信回線設備が故障又は滅失し、その全部を直ちに修理又は復旧することができないときは、甲へ提供するサービスに必要な電気通信回線設備を優先的に修理又は復旧させること。また、乙が甲へのサービス提供に当たり乙以外の電気通信事業者の電気通信回線設備を利用又は共用している場合には、これら設備についても優先的に修理又は復旧が行われるよう、所要の措置を講ずること。

5 基本的要件及びネットワーク要件の変更等

(1) 甲の求めに応じ、サービス対象拠点の移転、増設、廃止並びに端末側インタフェース及び所要帯域の変更（別紙2を除く。）が可能なこと。

(2) (1)に係る契約変更については、甲と乙は協議を行えるものとする。

なお、この変更による違約金等は発生しないものとする。

6 利用期間

利用開始から1年後以降にあっては、乙は、甲が求めた場合は、帯域保証型イーサネットサービス仕様書3の再契約を締結しなければならない。その場合の契約書は本契約書のとおりとし、契約書第4条別紙における月額単価は、本契約書の月額単価を超えないものとする。

7 その他

乙は、甲の質問及び資料の提示等の指示があった場合には、これに速やかに応じること。

契 約 書 (案)

警察庁（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり回線接続サービス契約を締結する。

- 1 契約事項 帯域保証型イーサネットサービス 3
- 2 契約内容 別添仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
(利用期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)
- 4 契約保証金 徴収免除

(目的)

第 1 条 乙は、本契約に定める条件に従い、「帯域保証型イーサネットサービス 3」（以下「サービス」という。）を常に最適な条件・正常な状態に維持し、円滑に甲に提供するものとし、甲はその対価として第 4 条の料金を乙に支払うものとする。

(サービスの内容)

第 2 条 乙が甲に提供するサービスの内容は、仕様書のとおりとする。

(契約保証金)

第 3 条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって、契約締結の際、甲に納めなければならない。

(料金)

第 4 条 本契約に基づくサービスの料金（以下「料金」という。）は、別紙「帯域保証型イーサネットサービス 3 料金表」のとおりとする。

2 月の中途においてこの契約が開始又は解除された場合、若しくは乙の責めに帰すべき事由により本件業務が履行できない場合は、その月分の料金は次式により算出した額とする。

$$\text{月額料金} \times \frac{1}{\text{当該月の暦日数}} \quad (\text{円未満切り捨て}) \quad \times \quad \text{提供日数}$$

(料金の改定)

第 5 条 物価の変動その他の理由により料金を改定しようとする場合は 3 箇月前の事前の通知により、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(料金の請求)

第 6 条 乙は、月額による料金について、当該月分の料金を翌月初日以降に甲に対し書面により請求するものとする。

2 契約に係る工事料金については、工事終了後、月額料金と併せて請求するものとする。

(料金の支払)

第7条 甲は、前条に定めるところにより、乙の適法な支払請求書を受理した日から、30日以内（以下「約定期間」という。）に料金を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第8条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金の還付)

第9条 甲は、第11条第1項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上、解除した場合又は契約履行済の場合、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第10条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあつては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間におい

て解決されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（契約の解除及び違約金）

第11条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙に、以下の事由が生じた場合
- イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
- ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
- ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
- (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
- (3) 乙が第12条第1項に該当する場合
- (4) 乙が第19条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
- (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として未履行期間に相当する金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第12条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第13条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第14条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し第11条第4項、第13条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 乙は、第11条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(再委託)

- 第15条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の20日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。
- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。
 - 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
 - 4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
 - 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(管轄裁判所)

第16条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

(秘密の保持)

第17条 甲乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第18条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第19条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(予算の減額又は削減に伴う解除等)

- 第20条 本契約は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の12に規定する長期継続契約であるため、本契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削減があった場合、甲は、本契約を変更し、又は解除することができる。
- 2 前項により、本契約が変更し、又は解除された場合において、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

(人権尊重の確保)

第21条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第22条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
重成 麻利

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再受託者（再受託以降のすべての受託者を含む。）及び乙又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方（以下「再受託者等」という。）としないことを確約する。

(再受託契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が警察庁に対し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始20日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託をするに当たり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

帯域保証型イーサネットサービス3料金表
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1 月額料金

項目	金額
令和7年4月利用分	
令和7年5月利用分	
令和7年6月利用分	
令和7年7月利用分	
令和7年8月利用分	
令和7年9月利用分	
令和7年10月利用分	
令和7年11月利用分	
令和7年12月利用分	
令和8年1月利用分	
令和8年2月利用分	
令和8年3月利用分	
合計	

- ・上記金額に消費税を含んだ金額が月額合計金額となる。
- ・税法の改正により消費税が変動した場合、改正以降における消費税相当額は変動後の税率により計算するものとする。

2 初期導入費

単価	消費税(10%)	合計

- ・初期導入費は、最初の月額料金と併せて支払うものとする。